

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 4 号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表21の項、22の項、51の項及び111の項並びに条例第3条第1項第1号ア及びカに規定する事務の項中「カ」を「ク」に改め、同表法別表117の項に規定する事務の項中「別表117の項」の右に「及び条例第3条第1項第1号キ」を加え、同表条例第3条第1項第1号エに規定する事務の項の後に次の1項を加える。

条例第3条第1項第1号カに規定する事務	(1) 労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の支給に関する特定個人情報 (2) 国民年金法の規定による年金たる給付の支給に関する特定個人情報 (3) 地方公務員災害補償法の規定による年金たる補償の支給に関する特定個人情報 (4) 生活保護等実施関係情報 (5) 住民税関係情報 (6) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (7) 国民健康保険等医療保険給付関係情報
---------------------	--

別表条例第3条第1項第1号キに規定する事務の項中「第3条第1項第1号キ」を「第3条第1項第1号ケ」に改め、同表条例第3条第1項第1号クに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ク」を「第3条第1項第1号コ」に改め、同表条例第3条第1項第1号ケに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ケ」を「第3条第1項第1号サ」に改め、同表条例第3条第1項第1号コに規定する事務の項中「第3条第1項第1号コ」を「第3条第1項第1号シ」に改め、同表条例第3条第1項第1号サに規定する事務の項中「第3条第1項第1号サ」を「第3条第1項第1号ス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)